

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 広田建創
福岡県筑紫野市武蔵3-2-26

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年2月3日～令和4年5月2日（3ヵ月）
九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

3 指名停止理由

株式会社 広田建創は、令和2年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請において虚偽の貸借対照表を添付し、令和2年10月15日に当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加申請を行った。また、同社は、福岡県春日市発注の春日市市庁舎防水外壁改修工事並びに福岡市発注の総合西市民プール外壁改修その他工事及び総合図書館外壁改修工事において、2次下請との間で交わされたとする内容虚偽の注文請書を作成し、それぞれ元請へ提出したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年12月3日に福岡県知事より52日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内